

国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

令和 4 年 1 月 1 日に施行される CRS 改正における概要及び留意点

2021 年 9 月 9 日

令和 2 年 3 月 31 日付官報にて租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律の一部改正、及び関連する施行令・施行規則等の一部を改正する政令及び省令が公表され、令和 4 年 1 月 1 日から施行されることとなる。本ニュースレターでは令和 4 年 1 月 1 日から施行される改正内容の概要と留意点について簡単に概要を記す。

1. 新設法人

実質的支配者の居住地国が必要となる特定法人の意義が一部改正され、新設法人の規定が導入されることとなる。新設法人とはその設立の日以後 2 年を経過していない法人であって、その事業を開始していないもの（一定の法人を除く）を指す。報告金融機関等は届出書を改定し、新設法人に係る項目を盛り込む必要がある。

2. 状況の変化

報告金融機関等が特定対象者の居住地国等に係る新情報を取得した場合には、報告金融機関等は特定対象者に対して異動届出書の提出を要求し、または、報告金融機関等において一定の再特定手続きを実施することとなる。報告金融機関等は新情報の取得に係る事務手続を新たに規定する必要がある。また、新設法人の規定により特定法人には該当しない特定対象者について、設立日から 2 年を経過したという事実は新情報の取得に該当することとなるため、報告金融機関等はこれらの特定対象者について期日管理を行う必要がある。

3. 報告対象者から除外される法人

外国政府等が 100% 支配しており、一定の事業活動に係る要件を満たす法人は報告対象者から除外されることとなる。

4. 租税条約締結国の投資事業体

外国で設立された投資事業体のうち、報告対象国以外の国で設立されたものであっても、当該国が一定の租税条約締結国である場合には、当該投資事業体は特定法人には該当しないこととなる。

5. 記録の作成

上記改正に伴って記録の作成が求められる事項についても改正が行われた。特に状況の変化が発生した場合には、新情報の取得に係る事情の詳細や当該状況の変化に基づく対応事項について記録を作成する必要がある。

おわりに

日本における CRS 制度は令和 4 年 1 月 1 日からは令和 4 年法改正に基づき、特定法人の定義や状況の変化における対応の修正がなされることから、報告金融機関は事務手続等の変更を行う必要がある。

国税庁は、法令への厳格な対応を求めており、CRS に関する法定調書や報告内容等について報告金融機関への調査を実施している。今回の法令改正についても、今後調査の重点対象となることが想定され、齟齬の無い対応が求められる。

現在デロイト トーマツ税理士法人では令和 4 年の法改正に基づき事務手続書雛形のアップデートを行っており、最終化でき次第ご契約先にはご案内予定としている。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	Yeh Ching-Feng (Vincent)	ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp
マネジャー	近藤 祐美	yumi.kondo@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人及びデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム及びそれらの関係法人 (総称して “デロイト ネットワーク”) のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または “Deloitte Global”) ならびに各メンバー フォーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL 及び DTTL の各メンバー フォームならびに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のフォームまたは関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー フォームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザー、リスク アドバイザー、税務及びこれらに関連するプロフェッショナル サービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバー フォーム及び関係法人のグローバル ネットワーク (総称して “デロイト ネットワーク”) を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法及びその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001